

まもろうネットニュース第6号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：平成30年4月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市消費生活センター（85-3491）

室蘭警察署、室蘭市、登別市による振り込め詐欺等被害防止 情報共有会議が開催されました！

道内で被害が絶えない振り込め詐欺被害防止のため、平成30年3月20日、室蘭警察署において、室蘭警察署と室蘭市、登別市による、振り込め詐欺等被害防止情報共有会議が初めて開催されました。

平成29年度(3月15日現在)の特殊詐欺における全道の被害認知件数は307件、被害総額は6億6400万円にのぼり、28年度より106件、2億2800万円増加していると室蘭警察署長より報告がありました。

振り込め詐欺など特殊詐欺に対し、室蘭警察署は生活安全課や相談係、市は消費生活センターが市民からの相談を受け付けていますが、これまで実務者が相談内容などの情報を共有する体制は構築されていませんでした。還付金や架空請求などの特殊詐欺は常に新しい手口が出回り、被害が明るみになった時点で既に拡大しているケースもあるため、今後は各機関で市民から寄せられた被害相談や手口などの情報を迅速に共有し、円滑に市民に周知して注意を促す取り組みが重要と再確認し、連携体制を強化しました。



消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)294 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月14日
法務省管轄支局 民事訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目8番1号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-5877-5622
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

架空請求ハガキにご注意！

無視して！！

依然として「架空請求ハガキ」が送られてくる状況が続いています。

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などの名目で、「法務省管轄支局」など、公的機関を連想させる名称を名乗り、「このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理される」などと不安を醸成し、問合せ先に連絡させる手口です。連絡することで電話番号等新たな個人情報を知られることとなりますので、身に覚えのない不審なハガキが送られて来ても、決してハガキに記載されている電話番号に連絡せず、無視してください。

なお、不安に思う方は、登別市消費生活センターに相談してください。

室蘭警察署生活安全課からの情報提供(4月9日)

札幌警察署管内において、警察署員・金融庁職員を名乗る者による、キャッシュカードの盗難事案が発生。手口は、電話連絡をし、キャッシュカードを確認してほしいと告げ、直接会った際に隙をついて盗むとのこと。金融庁職員を名乗る者は、写真付身分証明書を偽造し持ち歩いているのでご注意ください。

消費生活センターに寄せられた相談事例

Q : 内容が分からないのに… 高額な工事契約、解約したい！

判断力が不十分な私の会社の従業員が、訪問販売で自宅の屋根改修工事の契約をしたようだ。すでに工事が始まっているというので、取り急ぎ書面を一緒に確認すると、2週間前の日付で240万円の見積書と契約書を同時に貰っていた。ほかにも6日前に同じ事業者と100万円の外壁工事の契約もしていた。15年払いのクレジット契約で月々の支払いや総額も高額なため、支払いは難しいと思う。本人は、契約内容をよく分っておらず、男性2人が来て、屋根が古くて取り換え時だと言われ、断れなかったとのこと。(30代 男性)



(消費者庁イラスト集より)

A : 契約当事者からも聞き取りをしたところ、屋根工事では、見積書を持ってきた事業者がその日のうちに契約させていること、外壁工事は2年前にも行っていることが分かりました。クレジットの書面に、担当者から言われるままに実際よりも多い年収額を記載したことも分かりました。

訪問販売での契約は特定商取引法(特商法)で規制されており、事業者には勧誘に先立って勧誘目的や事業者名を告げること、法律に定められた事項を記載した書面を交付することなどが義務づけられています。消費者は書面を受取ってから8日間はクーリング・オフが可能です。

また、北海道消費生活条例では、消費者の知識や財産などの状況に適さない勧誘を行うことや、契約書等へ虚偽の記載をさせることも禁止されています。

外壁工事はクーリング・オフ期間内だったため相談者に手伝ってもらい、当事者からクーリング・オフのはがきを事業者とクレジット会社に送付しました。当センターからも事業者に連絡し、外壁工事はクーリング・オフすることを伝え、了承されました。

屋根工事については工事をいったん止めてもらい、当事者の判断力が不十分で契約内容をよく理解していないことや、冷静な検討をする時間を与えずに勧誘したことなどの問題点を指摘し、対応を求めました。

当初、事業者からは、すでに材料を発注し、工事を始めているので解約ではなく減額の提案がありましたが、重ねて交渉した結果、「契約当事者の負担なく解約し、屋根は当社の負担で原状回復する」との回答があり、当事者も了承して解決しました。

クーリング・オフ期間が過ぎていても、今回の事例のように勧誘方法に問題があれば事業者と交渉し、解約できることがあります。

(道立消費生活センター発行「きらめっく」NO. 108から)

見守り、変化を察知しよう！！

障がいをお持ちの方や判断力が不十分な方は、突然の勧誘に対しその場で的確な判断が難しいこともあるため、悪質な訪問販売等の被害に遭いやすい傾向にありますので、周囲の方々の声かけをお願いいたします！

～出前講座を実施しています～



登別市消費生活センターは、3月23日に千歳町老人憩いの家・千歳福寿園で千歳町内会老人クラブ「千歳クラブ」会員を対象とした、消費者被害防止出前講座を実施しました。相談員から振り込め詐欺などの特殊詐欺や次々と消費者トラブルにあわないための相談事例や訪問購入等断るポイントについて呼びかけました。

また、受講された会員の片山金治氏から「近年高齢化の進む中、私達の住む千歳町地域においても高齢世帯

や一人暮らし世帯が増加しています。特に高齢者を狙った消費者被害、様々な特殊詐欺に騙される被害報道を目にします。自宅にすることが多い高齢者は、日常生活において勧誘電話があったり、身に覚えのない郵便物が届くと、果たして自分に関係することなのか自分で判断に困る不安な気持ちになります。そこで最近実際にあった相談事例紹介・DVD鑑賞・会員による訪問購入を想定したロールプレイなどを通して「自分で急いで判断しないこと。その場で対応せず、まずは誰かに相談することが大事なこと。実践的で分り易かった。」などと感想を寄せて貰いました。



◇消費生活センターについて◇

消費生活センターは登別市役所1階2番窓口の市民サービスグループ内にあります。相談は平日の午前9時から午後5時30分まで受け付けており、電話や来庁での相談対応を行っています。

消費生活に関するトラブルは、年々巧妙化し、被害額も大きくより深刻化しています。どこに相談してよいか分からないとき、契約や取引に関するトラブル、製品事故、多重債務などを窓口で受け付けております。

また、相談者のプライバシーの保護や相談しやすい環境に努めるとともに、高齢者や障がいをお持ちの方には、訪問対応も行ってまいりますので、お気軽にご相談ください。



(消費者庁イラスト集より)

▶登別市消費生活センター：☎85-3491

見守り 新鮮情報

定期預金が**満期**になり、銀行に行ったところ、**窓口**で「相続税対策になる。〇〇生命という会社を知っているか」と言われた。社名は知らなかったが、**相続税対策**になるならと思い、よく理解は出来ないまま、**1千万円**と**5百万円**の契約をし、支払った。**銀行**が**保険**

を勧誘するとは思っておらず、**元本保証の定期積立のつもり**だった。先日、運用状況通知が届き、**外貨建ての15年満期の保険**だと知った。80歳代の私には**長期保険契約**は必要ないし、**元本も減っていた**。契約の際には元本割れのリスクの説明は受けていない。(80歳代 女性)



相続税対策のつもりが元本割れ 銀行窓口での保険契約

ひとこと助言

分からなければ
契約しないで



見守るくん

- 銀行の窓口で勧められたので預金のようなものだと思ったり、預金にするつもりの商品として、元本保証だと思ったりして、長期間の保険商品を契約してしまったという相談が寄せられています。また投資経験がないのにリスクが高い外貨建ての保険商品を勧誘され契約したケースもあります。
- 銀行でも保険商品を販売していますが、預金とは異なり、満期時や中途解約時に元本割れとなる場合があります。また、外貨建て保険では為替変動リスクが生じたり、日本円と交換する際に手数料が必要となったりすることがあります。契約内容がよく分からなければ契約をしないようにしましょう。
- 契約直後であれば、クーリング・オフが出来ることがあります。不明な点があれば、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。